

関東学院への寄付に関するご案内

I. 寄付の方法について

企業、法人様からのご寄付につきましては、法人税法の規定に基づいて、寄付金額を当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入については、下記の2通りの方法があります。

1. 特定公益増進法人に対する寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できます）
2. 受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できます）

1. 特定公益増進法人に対する寄付金

一般寄付金として寄付した金額の損金算入限度額とは別枠に損金算入限度額に相当する金額まで損金に算入することができます。

ご参考：特定寄付金における法人の損金算入限度額の計算方法

$$\text{損金算入限度額} = (\text{資本基準額} + \text{所得基準額}) \times 1 / 2$$

$$\text{資本基準額} = \text{資本金額} (\text{期末資本金額} + \text{期末資本積立金額}) \times \text{事業年度月額} / 12 \text{月} \times 3.75 / 1,000$$

$$\text{所得基準額} = \text{当期所得金額} \times 6.25 / 100$$

【お申込みの流れ】

1) 同封の「寄付申込書（法人・団体用書式）」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご郵送ください。

※記入方法については、「記入見本」をご参照ください。

※「寄付金の使途使用」欄については、ご支援される寄付先を必ずご記入ください。

2) 振込用紙又は電信振込にて、お近くの金融機関より直接お振り込みください。

3) 寄付申込書の到着と寄付金の入金を確認後、下記の書類をお送りいたします。

[送付書類 3点]

- ・お礼状
- ・受領書
- ・特定公益増進法人であることの証明書

2. 受配者指定寄付金

日本私立学校振興・共済事業団（以下、事業団）を通して、指定された私立学校へ寄付をいただくものです。寄付金の額に制限なく、全額を損金に算入できます。事業団へのお申込手続きは、関東学院で行います。

【お申込みの流れ】

1) 同封の「寄付申込書（法人・団体用書式）」及び「受配者指定寄付申込書（様式1-1）」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご郵送ください。

※記入方法については、「記入見本」をご参照ください。

※「寄付金の使途使用」欄については、ご支援される寄付先を必ずご記入ください。

2) 振込用紙又は電信振込にて、お近くの金融機関より直接お振り込みください。

3) 寄付申込書の到着と寄付金の入金を確認後、本学院が事業団へ寄付金を送金いたします。事業団が発行する寄付金受領書を本学院よりお送りいたします。（受配者指定寄付の寄付金受領書は約2ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。）

[送付書類 2点]

・お礼状

・事業団が発行する寄付金受領書

※寄付金受領書により、損金算入の手続きを行うことができます。

II. お振込み方法について

1. 専用の振込用紙によるお振込み

同封パンフレットの専用の振込用紙に必要事項をご記入のうえ、お近くの金融機関より直接お振込みください。下記の取扱金融機関からお振り込みいただいた場合、手数料は本学院が負担させていただきます。

2. 電信振込（インターネットバンキング、ATM等によるお振込み）

下記の銀行口座にお振込みください。

口座名義：学校法人 関東学院 募金

金融機関：ゆうちょ銀行 00240-1-135200

横浜銀行 追浜支店 普 6019236

三井住友銀行 横浜中央支店 普 7376354

みずほ銀行 上大岡支店 普 4068896

三菱UFJ銀行 横浜支店 普 3122841

〈お問い合わせ先〉

学校法人関東学院企画部募金・校友課

〒236-8501 横浜市金沢区六浦東1-50-1

TEL：045-786-2685 FAX：045-786-5729

E-mail bokin@kanto-gakuin.ac.jp